

ふくしま県GAP認証委員会設置要領

(目的)

第1条 本要綱は、ふくしま県GAPの認証の適否又は認証の取り消しを審査する認証委員会について、ふくしま県GAP認証制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第7条の規定によりその設置、運営について定める。

(所掌事務)

第2条 認証委員会は、要綱第7条の県GAP認証の適否又は認証の取消の審査に関して、書類及び現地審査結果報告、是正報告書により、以下の事項を審査する。

- (1) 要綱第3条で規定する認証基準への適合
- (2) 要綱第4条で規定する認証の要件への適合
- (3) その他、県GAP認証の審査に必要な事項

(組織)

第3条 認証委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、上記以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(会議)

第4条 認証委員会は、委員長がこれを招集し、その認証委員会の議長となる。

- 2 委員長が欠席の時は、委員長が予め指名する委員がその職務を代理する。
- 3 認証委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委員が出席することができないときは、代理者をもって充てることができる。
- 4 認証委員会の議事は、出席委員の過半数を持って決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 追加認証の場合は、会議に代えて書面による協議で決定することができるものとする。
- 6 更新審査は、以下のいずれかの場合を除き、会議に代えて書面による協議で決定することができるものとする。
 - (1) 対象農林産物区分の変更
 - (2) ほ場の変更
ただし、図面等により変更前のほ場の周辺環境、水系及び土壌等の条件が同じと判断できる場合を除く。
 - (3) 委員長が必要と判断するもの

(事務局)

第5条 委員会の庶務は、福島県農林水産部環境保全農業課において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、認証委員会の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成29年7月11日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年8月23日から一部改正して施行する。

附 則

この要項は、令和元年7月11日から一部改正して施行する。

附 則

この要項は、令和元年12月25日から一部改正して施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月7日から一部改正して施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から一部改正して施行する。

附 則

この要項は、令和7年6月24日から一部改正して施行する。

別表 (第3条関係)

福島県農林水産部	次長 (農業支援担当)	委員長
〃	農業振興課 主幹または副課長	
〃	農業担い手課 主幹または副課長	
〃	環境保全農業課 主幹または副課長	
〃	農産物流通課 主幹または副課長	
〃	水田畑作課 主幹または副課長	
〃	園芸課 主幹または副課長	
〃	林業振興課 主幹または副課長	